

日頃より弊社製品のご利用いただきまして、誠にありがとうございます。今年も年末調整に関するご案内の季節となりました。今回のニュースでも昨年と同じように、年末調整改正プログラム CD 到着前に行える、システムの入力手順についても掲載しておりますので、ご確認いただければ幸いです。

■年末調整に関して

◎平成 25 年分 年末調整の改正点と弊社の対応
参考：平成 25 年分 年末調整のしかた

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gen sen/nencho2013/01.htm>

【一部抜粋】

1.復興特別所得税を源泉徴収することとされました。

平成 23 年 12 月 2 日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するための必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)が公布されました。

これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

(注)租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。

2. 給与等の収入金額が 1500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の定額とすることとされました。

この改正は、平成 25 年分以後の所得税について適用されます。

3.特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

これにより、特定役員退職手当等に係る退職所得の金額は、特定役員退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額となります。

(注1)「特定役員退職手当等」とは、役員等勤続年数が5年以下である人が支払を受ける退職手当等のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいいます。

(注2)「役員等勤続年数」は、例えば、退職手当等の支払を受ける人がその支払者の下において退職の日まで引き続き勤務した場合には、その引き続き勤務した期間のうち、役員等(次に掲げる人をいいます。)として勤務した期間をいいます。(役員等として勤務した期間に1年未満の端数があるときは、その端数は1年に切り上げます。)

- イ 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
- ロ 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
- ハ 国家公務員及び地方公務員

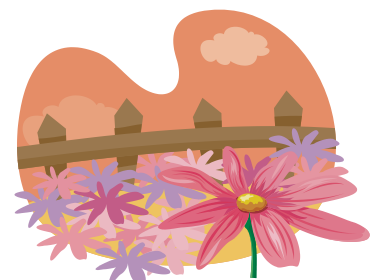
給与計算システムをご利用のお客様

◇年末調整計算の前に必ず、年末調整対応の CD をインストールする必要があります。給与計算システムをご利用のお客様には 11 月第 4 週を目安に順次発送を予定しております。プログラム送付時にご説明書を同封いたしますので、ご確認の上、インストール作業を実施してください。

◇以下は年末調整対応プログラムのインストール前に入力できる項目です。

1. 計算区分入力(官庁向) / 計算方法指定(民間向)
年末調整計算後の還付金額または徴収額を 12 月の給与、または賞与などで精算させるための初期設定です。
2. 任免事項登録(扶養申告)(官庁向)
扶養申告入力(民間向)
税務署などで取得した「給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書」を社員の方へ配布し、必要事項を記入してもらいます。(11 月末頃)上記の書類をもとに扶養人数の入力をします。
3. 支払報告書摘要入力
4. 月別実績入力(官庁向)
給与・賞与金額入力(民間向)
中途入社の方の前職分の実績を登録します。
5. 年末調整入力(官庁向)
年末調整入力(生保等)(民間向)
生命保険支払額や住宅借入金控除額等の登録をします。

ご不明な点はサポートセンターまでお問い合わせください。(TEL:050-3536-4411)



■消費税法改正について

前号でもご案内いたしました、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税率が2段階で引き上げることとされました。

	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

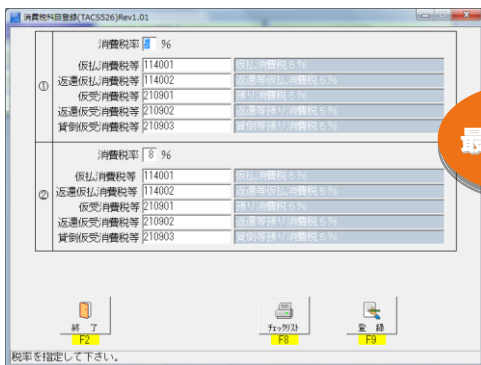
※ 引上げ後の税率は、経過措置が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税法改正対応 会計システム一覧

- ◇民間企業向け TACS モデル NX1
- ◇公益法人向け TACS モデル P
- ◇社会福祉法人向け TACS モデル W
- ◇医療法人向け TACS モデル H
- ◇医療法人向け TACS モデル S
- ◇公営企業病院向け TACS モデル A3

消費税法改正への対応ご紹介

- ・消費税科目登録にて最大 20 件の税率が設定可能。
- ・各科目毎に消費税科目登録で登録済みの税率を選択可能。
- ・伝票等、各種帳表へ税率が表示されます。



その他の機能ご紹介(各システム共通)

- ・仕訳伝票入力での便利機能
 - 定型仕訳パターン登録
 - 付箋伝票機能
 - 科目と支払業者の五十音検索と引用
 - 貸借差額のチェック機能
 - 予算残高表示機能 等
- ・複数の担当者からのマルチエントリー機能
- ・担当者ごとのパスワード・メニュー権限の設定

■自社セミナーご報告と今後開催セミナーのご案内

【実施済みセミナー】

下記の日程にて、労務セミナーを実施いたしました。お忙しい中、各会場にお越しいただいた皆様、誠にありがとうございました。

9/26 医療・介護機関向け労務セミナー

9/27 小売流通業様向け労務セミナー

上記は、業種に特化した労務リスクと解決法に関する基調講演と、企業が抱える労務リスクやご担当者様の作業効率化をシステムを通じて改善する、弊社勤怠・給与・人事管理システムの機能や導入事例、デモンストラーションを行いました。

【今後のセミナーご案内】

12月12日(木)

業務連動型賞与の考え方と実務セミナー

(講師：マネジメント実務センター 窪田 千貫氏)

12月13日(金)

労働基準監督署対策セミナー

(講師：元新宿労働基準監督署長 檜浦 德行氏)

1月23日(木)

メンタルヘルス対策セミナー (社会適応支援協会協賛)

(講師：一般社団法人 社会適応支援協会

理事長 瀬尾 大氏)

2月14日(金)

最新！給与受託と会社が負う労務リスクと解決法！

(講師：ブレインコンサルティングオフィス代表 北村 庄吾氏)

その他、医療やホテル業界などの業種に特化したセミナーを開催予定です。

※開催場所や日時等は別途ご連絡ください。

※講演内容やタイトルに関しまして、全部又は一部を予告なく変更することがございます。あらかじめご了承ください。

■サポートセンターへのお問い合わせについて

システムの操作方法、用紙等のご注文など、お問い合わせは下記までお願いいたします。

TEL：050-3536-4411

FAX：03-5297-5773

メール：support-ksb@nittsusystem.co.jp

HP：http://www.nittsusystem.co.jp/

時間：9：00～12：00/13：00～17：00

※FAX・メールに関しては24時間受付 (翌営業日に対応させていただきます)

